

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が 発行されます。～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、平成29年10月1日から12月

31日までの間に今年はずじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号にお問合わせください。



11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です！

「年金の日」は、国民一人ひとりに「ねんきんネット」などを活用して自身の年金記録や将来の年金受給見込み額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただくことを目的としています。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、これまでの年金記録やこれか

らの年金受給見込み額を簡単に確認することができます。

詳しくは日本年金機構のホームページ、または砂川年金事務所にお問合わせください。

砂川年金事務所 ☎ 52-2144

「かかりつけ医」をもって健康管理をしましょう！

より良い診察を受けるためには、医師との信頼関係が大切です。「かかりつけ医」を持つことで、日常的な診療や家族ぐるみの病気予防、食事や体力づくりのアドバイスを受けられるなど、より効果的な診療や健康管理ができます。

ほかにも、どのようなメリットがあるのかご紹介します。

- ①診療の手続きが簡単で、じっくり診察ができる。
- ②入院や検査が必要な場合、適切な病院・診療科を紹介してくれる。

- ③健康診断などの結果を伝えておくことにより、診断内容に対するアドバイスが可能。
- ④生活習慣病の早期発見・早期治療ができる。
- ⑤家族の病状・病歴・健康状態を把握しているため、いざという時に緊急な対応が可能。



年 金

information

問合せ
戸籍年金係
☎ 32-1823

医療保険

information

問合せ
医療保険係
☎ 32-2214

滞納処分により差押えた土地や建物、自動車を公売しています。

現在公売中の物件の確認、結果につきましては
<https://koubai.auctions.yahoo.co.jp> で公開しています。

●平成29年赤平市公売実施内容

1. 不動産(土地・建物) 2件

■ 500㎡超(土地4筆と建物)
ヤフーオークション



■ 600㎡超(土地4筆と建物)
ヤフーオークション



し尿処理手数料は、納期限までに！

くみ取りの申し込みは、業者(織田商事 ☎32-2948)となっていますが、未納がある方の申し込みは、生活環境交通係(☎32-2215)へととなっています。

市と確実な納付約束をしていただくから、くみ取りを行います。

未納が続くと支払いが難しくなり、特に悪質と判断された場合は、「行政サービスの制限」の対象者となり、さ

まざまな行政サービスが利用できなくなりますので、し尿処理手数料(くみ取り料)は納期限までに必ず納めましょう。

日中の支払いなどが困難な方には、夜間納付などの柔軟な対応を考えていますので、生活環境交通係までお気軽にご相談ください。

生活環境交通係 ☎32-2215

固定資産(土地・建物)の手続きは年内に ～登記・届出などの手続きをお忘れなく！～

平成30年度の固定資産税は、全て平成30年1月1日現在の状況(登記・届出)により課税(決定)されます。

■土地及び登記されている建物の場合
土地や建物の取得・取り壊し・所有者変更などは、法務局での手続きとなります。

札幌法務局滝川支局 ☎23-2330

■未登記の建物・車庫・物置などの場合
未登記の建物の取得・取り壊し・所

有者変更などは、市税係での手続きとなります。届出用紙は市税係にありますので、必要事項を記入の上、提出してください。

※このほか、増改築や一部取り壊し、車庫や物置などの設置(10㎡以上)は、確認申請や在来調査だけでは把握できない場合があります。正しく課税し税金を納めていただくためにも、速やかに手続きをお願いします。

年末調整説明会

日時 11月15日(水) 受付開始13時30分 説明会14時～16時

会場 交流センターみらい 4階 かたらいホール

対象者 給与源泉徴収担当者、青色申告者(個人事業主)

※年末調整に必要な書類については、滝川税務署から各事業所宛に直接郵送されます。

市税等 収納向上 information

問合せ
納税係 ☎32-2219

今月の納付

納期限 11月30日(木)まで	● 後期高齢者医療保険料	● 国民健康保険税
	5期	5期

税に関する お知らせ

問合せ
市税係 ☎32-2219